

集落地域における「小さな拠点」づくりに係る国の関連施策一覧  
(平成26年度)

本資料は、集落地域における「小さな拠点」づくり<sup>※1</sup>に活用したり、参考となる国の関連施策<sup>※2</sup>について、国土交通省国土政策局において、関係府省の協力を得てとりまとめたもの。

※ 注1:詳しくは「集落地域の大きな安心と希望をつなぐ『小さな拠点』づくりガイドブック」をご参照ください。

([http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudokeikaku\\_tk3\\_000010.html](http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudokeikaku_tk3_000010.html))

※ 注2:各施策の内容については、「集落地域における『小さな拠点』づくりに係る関連施策」をご参照ください。

**【1. 総合的な施策等】**

施策名・所管府省	施策の概要
「小さな拠点」形成を核とした「ふるさと集落生活圏」の形成 国土交通省国土政策局総合計画課	小学校区など、複数の集落が散在する地域において、商店、診療所などの日常生活に不可欠な施設・機能や地域活動を行う場所を、歩いて動ける範囲に集めた「小さな拠点」、そして小さな拠点とその周辺の集落とをコミュニティバス等で繋いだ「ふるさと集落生活圏」の形成により、持続可能な地域づくりを推進する。
特定地域再生事業費補助金 内閣府地域活性化推進室	少子高齢化への対応など全国の地域に共通する重要な政策課題について、国が特定政策課題として設定して、その課題解決に資する先駆的・行政分野横断的な取組みに対して、①特定地域再生計画策定事業、②特定地域再生計画推進事業により、地域再生計画の策定や事業実施を支援するもの。(対象者:①は地方公共団体、②は地方公共団体、地域再生推進法人等)
過疎対策事業債 総務省自治財政局財務調査課	過疎地域自立促進特別措置法第2条の規定により告示された市町村が、同法第6条の規定により策定する過疎地域自立促進市町村計画に基づき実施する事業の財源として特別に発行が認められた地方債。(対象者:市町村等)
過疎集落等自立再生対策事業 (過疎地域等自立活性化推進交付金) 総務省自治行政局過疎対策室	過疎集落等においては高齢化の進行等により、医療や生活交通などの日常生活機能の確保や地域文化の保存・伝承等の問題が深刻化しており、集落単独での機能の維持・存続に向けた対策が急務となっている。したがって、住民団体が、その他組織、市町村とも連携しながら、住民の一体性のある生活圏単位で、そのニーズに応じてきめ細かく集落の維持・活性化に総合的に取り組む事業について、ソフト面を中心に支援を行うもの。(対象者:住民団体、その他組織及び市町村等)
離島活性化交付金 国土交通省国土政策局離島振興課	平成25年度から全面施行された改正離島振興法を踏まえ、離島における地域活性化を推進し、定住の促進を図るため、海上輸送費の軽減等戦略産業の育成による雇用拡大等の定住促進、観光の推進等による交流の拡大促進、安全・安心な定住条件の整備強化等の取組を支援する。(対象者:都道県、市町村、民間団体)

**【2. 拠点施設整備関連】**

施策名・所管府省	施策の概要
～未来につなごう～「みんなの廃校プロジェクト」 文部科学省大臣官房文教施設企画部施設助成課	未活用の廃校の情報を集約し、ホームページ上で公表することで、活用希望者とのマッチングを支援。(対象者:地方公共団体、民間事業者など)
地域エネルギー供給拠点整備事業 経済産業省資源エネルギー庁資源燃料部石油流通課	地域の石油製品供給拠点であるSS(サービスステーション)が減少している中、災害等緊急時や過疎地域等において、消費者への石油製品の安定供給を確保するため、①SSの災害対応能力強化に向けた設備増強、②過疎地域等における地域のニーズに適合した供給体制構築等のSSの取組に対し支援を行う
集落活性化推進事業 国土交通省国土政策局地方振興課	人口減少や高齢化が先行・加速する条件不利地域において、活性化の核となる地域拠点の整備を支援し、定住人口の流出抑制、交流人口の増加を図る。(対象者:市町村又はまちづくりを目的とし、対象地域を活動エリアとする特定非営利活動法人若しくは事業を行う地域の市町村長が認定したまちづくり協議会、その他まちづくりを目的とする団体)

過疎地域遊休施設再整備事業 (過疎地域等自立活性化推進 交付金) 総務省自治行政局過疎対策室	過疎地域の廃校舎等の遊休施設を活用し、生産加工施設等を整備する際に要する経費に対して補助を行うもの。(対象者：過疎地域市町村等)
過疎地域集落再編整備事業(過 疎地域等自立活性化推進交付 金) 総務省自治行政局過疎対策室	人口の著しい減少、高齢化の進展等により、その基礎的条件が著しく低下した集落を再編整備するため、定住団地の整備、空き家の改修等を行う過疎地域集落再編整備事業に要する経費に対して補助を行うもの。(対象者：過疎地域市町村)
辺地対策事業債 総務省自治財政局財務調査課	辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき、辺地を包括する市町村が、辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差是正を図るため、当該辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定め、この計画に基づいて実施する公共的施設の整備事業の財源として特別に発行が認められた地方債。(対象者：市町村等)

### 【3. 医療・福祉サービス関連】

施策名・所管府省	施策の概要
医療施設等施設整備費補助金 医療施設等設備整備費補助金 厚生労働省医政局指導課	離島・へき地に所在する医療施設や臨床研修病院等の施設、設備整備に対する国庫補助事業。 (対象者：都道府県、市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会、医療法人、学校法人等 ※ただし、事業によっては補助対象とならない事業主体もある。)
へき地保健医療対策費 厚生労働省医政局指導課	へき地診療所の運営や巡回診療の実施等にかかる経費に対する国庫補助事業。(対象者：都道府県、市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会、医療法人、学校法人等 ※ただし、事業によっては補助対象とならない事業主体もある。)
地域介護・福祉空間整備等施設 整備交付金、地域介護・福祉空 間整備推進交付金 厚生労働省老健局高齢者支援課	将来必要となる介護施設や地域介護拠点を緊急に整備するとともに、市町村が地域の実情に合わせて裁量や自主性・創意工夫をいかせるような介護・福祉サービスの基盤整備に対する支援を行う交付金。(対象者：市区町村) また、施設整備交付金と相まって、地域密着型サービス等の導入等のため、特に必要と認められる場合、設備やシステムに要する経費を助成。(対象者：市区町村)
へき地保育事業 内閣府政策統括官(共生社会政 策担当)付参事官(少子化対策 担当)付	山間地及び離島等の地域で通常の保育所を設けることが困難な地域において、保育を要する児童を保育するために設置するへき地保育所の運営費に対する補助を行うもの。(対象者：市町村)

### 【4. 買い物支援関連】

施策名・所管府省	施策の概要
買い物弱者応援マニュアル ver. 2.0 経済産業省商務流通保安グル ープ流通政策課	買い物弱者対策への取り組みを検討する際に参考となる先進事例や事業を継続していくための工夫を紹介。(対象者：地域住民、流通事業者、商店街関係者、自治体関係者等)
平成 26 年度地方公共団体にお ける買い物弱者支援関連制度 一覧 経済産業省商務流通保安グル ープ流通政策課	幅広く買い物弱者支援に活用できる地方公共団体の関連制度の概要を都道府県別に紹介。 (対象者：地域住民、流通事業者、商店街関係者、自治体関係者等)

**【5. 農山漁村活性化関連】**

施策名・所管府省	施策の概要
農山漁村活性化プロジェクト 支援交付金 農林水産省農村振興局農村整備官	農山漁村活性化法に基づき市町村等が作成した定住・交流促進のための活性化計画の実現に必要な施設整備を中心とした総合的な取組みを支援。（対象者：都道府県、市町村、農業協同組合、土地改良区、漁業協同組合、森林組合、NPO法人、農林漁業者等の組織する団体、PFI事業者等）
都市農村共生・対流総合対策交付金 農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課	農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を福祉、教育、観光等に活用する、集落連合体による地域の手づくり活動を支援し、都市と農山漁村の共生・対流を推進。（対象者：地域協議会、農業法人、NPO、地域協議会の構成員等）
集落基盤整備事業（農山漁村地域整備交付金） 農林水産省農村振興局農村整備官	農業生産基盤の整備とその機能の発揮に不可欠な集落基盤の整備を一体的に実施することにより、集落周辺の地域における農業生産性の向上を支援。（対象者：都道府県、市町村、農業協同組合等）
中山間地域総合整備事業（農山漁村地域整備交付金） 農林水産省農村振興局中山間地域振興課	農業の生産条件等が不利な中山間地域において、農業生産基盤の整備と併せて農村生活環境基盤等の整備を総合的に実施することにより、中山間地域における農業・農村の活性化を支援。（対象者：都道府県、市町村）

**【6. 地域交通関連】**

施策名・所管府省	施策の概要
地域公共交通確保維持改善事業 国土交通省総合政策局公共交通政策部交通支援課	多様な関係者の連携により、地方バス路線、離島航路・航空路などの生活交通の確保・維持を図るとともに、地域鉄道の安全性向上に資する設備の整備など、快適で安全な公共交通の構築に向けた取組みを支援する。（対象者：交通事業者等）
超小型モビリティの導入促進 国土交通省自動車局環境政策課	超小型モビリティの普及や関連制度の検討に向け、成功事例の創出、国民理解の醸成を促す観点から、地方公共団体等の主導によるまちづくり等と一体となった先導導入や試行導入の優れた取組みを重点的に支援する。（対象者：地方公共団体、民間事業者等）
地域交通のグリーン化を通じた電気自動車の加速度的普及促進 国土交通省自動車局環境政策課	地域や自動車運送事業者による電気自動車の集中的導入等であって、他の地域や事業者による導入を誘発・促進するような先駆的取組みを重点的に支援する。（対象者：地方公共団体、自動車運送事業者等）
幹線鉄道等活性化事業費補助（連携計画事業） 国土交通省鉄道局鉄道事業課地域鉄道支援室	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく総合連携計画による鉄軌道のサービス向上や利用の活性化のために必要な施設整備事業に要する費用の一部を国が鉄道建設・運輸施設整備支援機構を通じて助成する。（対象者：地域の法定協議会）
地方公共団体実行計画実施推進事業（先進的削減対策検討モデルの活用） 環境省総合環境政策局環境計画課	地方公共団体がCO2削減効果を定量的に把握して進めることができるように開発したCO2削減効果推計モデルを活用し、地域の構造を低炭素型にしていくための対策（公共交通機関の活用、都市機能の集約化等）を推進する。

**【7. 地域活動の担い手支援関連】**

施策名・所管府省	施策の概要
<b>地域おこし協力隊</b> 総務省自治行政局地域自立応援課人材力活性化・連携交流室	地方自治体が、3大都市圏をはじめとする都市圏から都市住民を受入れ、「地域おこし協力隊」として委嘱。隊員が、住民票を異動させ、概ね1年以上3年程度地域で生活し、地域協力活動に従事。※3年を超える場合は特別交付税措置はされないが、活動を続けることは可能。 (対象者：地方自治体)
<b>集落支援員</b> 総務省自治行政局地域自立応援課人材力活性化・連携交流室	地方自治体が、地域の実情に詳しい人材で、集落対策の推進に関して、ノウハウ・知見を有した人材を「集落支援員」として委嘱。集落・支援員が、集落への「目配り」として、集落の状況把握、集落点検の実施、住民と住民、住民と市町村の間での話し合いの促進等を実施。 (対象者：地方自治体)
<b>「域学連携」地域づくり施策</b> 総務省自治行政局地域自立応援課人材力活性化・連携交流室	大学生と大学教員が地域の現場に入り、地域の住民やNPO等とともに、地域の課題解決や地域づくりに継続的に取り組み、地域の活性化や人材育成に資する活動を支援。(対象者：地方公共団体)

集落地域における「小さな拠点」づくりに係る国の関連施策  
(平成26年度)

本資料は、集落地域における「小さな拠点」づくり<sup>※注</sup>に活用したり、参考となる国の関連施策について、国土交通省国土政策局において、関係府省の協力を得てとりまとめたもの。

※注:詳しくは「集落地域の大きな安心と希望をつなぐ『小さな拠点』づくりガイドブック」をご参照ください。  
([http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudokeikaku\\_tk3\\_000010.html](http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudokeikaku_tk3_000010.html))

1. 総合的な施策等

- ・「小さな拠点」形成を核とした「ふるさと集落生活圏」の形成【国土交通省】 P 1
- ・特定地域再生事業費補助金【内閣府】 P 2
- ・過疎対策事業債【総務省】 P 3
- ・過疎集落等自立再生対策事業（過疎地域等自立活性化推進交付金）【総務省】 P 4
- ・離島活性化交付金【国土交通省】 P 5

2. 拠点施設整備関連

- ・～未来につなごう～みんなの廃校プロジェクト【文部科学省】 P 6
- ・地域エネルギー供給拠点整備事業【経済産業省】 P 6
- ・集落活性化推進事業【国土交通省】 P 7
- ・過疎地域遊休施設再整備事業（過疎地域等自立活性化推進交付金）【総務省】 P 7
- ・過疎地域集落再編整備事業（過疎地域等自立活性化推進交付金）【総務省】 P 8
- ・辺地対策事業債【総務省】 P 9

3. 医療・福祉サービス関連

- ・医療施設等施設整備費補助金【厚生労働省】 P 10
- ・医療施設等設備整備費補助金【厚生労働省】 P 11
- ・へき地保健医療対策費【厚生労働省】 P 12
- ・地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金【厚生労働省】 P 13
- ・地域介護・福祉空間整備推進交付金【厚生労働省】 P 14
- ・へき地保育事業【内閣府】 P 15

4. 買い物支援関連

- ・買い物弱者応援マニュアルVer. 2.0【経済産業省】 P 16
- ・平成26年度地方公共団体における買い物弱者支援関連制度一覧【経済産業省】 P 17

5. 農山漁村活性化関連

- ・農山漁村活性化プロジェクト支援交付金【農林水産省】 P 18
- ・都市農村共生・対流総合対策交付金【農林水産省】 P 19
- ・集落基盤整備事業（農山漁村地域整備交付金）【農林水産省】 P 20
- ・中山間地域総合整備事業（農山漁村地域整備交付金）【農林水産省】 P 21

6. 地域交通関連

- ・地域公共交通確保維持改善事業【国土交通省】 P 22
- ・超小型モビリティの導入促進【国土交通省】 P 23
- ・地域交通のグリーン化を通じた電気自動車の加速度的普及促進【国土交通省】 P 24
- ・幹線鉄道等活性化事業補助【国土交通省】 P 25
- ・地方公共団体実行計画実施推進事業費【環境省】 P 26

7. 地域活動の担い手支援関連

- ・地域おこし協力隊【総務省】 P 27
- ・集落支援員【総務省】 P 27
- ・「域学連携」地域づくり施策【総務省】 P 28

## 1. 総合的な施策等

施策・事業名	「小さな拠点」形成を核とした「ふるさと集落生活圏」の形成
概要	小学校区など、複数の集落が散在する地域において、商店、診療所などの日常生活に不可欠な施設・機能や地域活動を行う場所を、歩いて動ける範囲に集めた「小さな拠点」、そして小さな拠点とその周辺の集落とをコミュニティバス等で繋いだ「ふるさと集落生活圏」の形成により、持続可能な地域づくりを推進する。
対象者	複数の集落が散在する地域
施策・事業内容	<p>①小さな拠点モニター調査による拠点形成ノウハウの蓄積          上記「小さな拠点」及び「ふるさと集落生活圏」づくりの際に必要な合意形成・プランづくりの過程で生じる課題やその解決手法等について、具体的な地域を対象としたモニター調査を実施し、そのノウハウの蓄積を図る。          (モニター調査地域数：15地域を予定)</p> <p>②上記①で調査したノウハウ等の全国的な普及          「小さな拠点」及び「ふるさと集落生活圏」づくりの概念、役割、先進事例及び形成に係るノウハウ等について、全国的なフォーラムを開催し、広く普及を図る。          (平成26年度フォーラム開催回数：2回程度を予定)</p>
備考	
担当部署	国土交通省国土政策局総合計画課 TEL:03-5253-8365(直通)

<p>施 策 ・ 事 業 名</p>	<p>特定地域再生事業費補助金</p>
<p>概 要</p>	<p>少子高齢化への対応など全国の地域に共通する重要な政策課題について、国が特定政策課題として設定して、その課題解決に資する先駆的・行政分野横断的な取組みに対して、地域再生計画の策定や事業実施を支援するもの。</p> <p>【特定政策課題】</p> <p>○地域における少子高齢化の進展に対応した良好な居住環境の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居住者の少子高齢化等が進む市街地において保健・医療、介護・福祉、子育て等のサービスを一体的に整備・提供するまちづくり</li> <li>・居住者の高齢化等が進む郊外住宅団地における生活環境の維持・向上</li> <li>・居住者の少子高齢化と人口減少が同時並行的に進む中山間地域や農山漁村地域における地域活力の維持・向上</li> </ul> <p>○地域における未利用の又は利用の程度の低い資源を有効に活用した産業の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における農林水産物の有効利用による6次産業化や観光・健康等の他分野との連携を通じた地域活力の向上</li> <li>・地域に賦存する再生可能エネルギーの活用による事業の創出とともに省エネルギー対策等を一体的に行うエコタウンの推進</li> </ul>
<p>対 象 者</p>	<p>① 特定地域再生計画策定事業 対象: 地方公共団体</p> <p>② 特定地域再生計画推進事業 対象: 地方公共団体、地域再生推進法人 等</p>
<p>施 策 ・ 事 業 内 容</p>	<p>① 特定地域再生計画策定事業 特定政策課題の解決に資する地域再生計画を策定しようとする地方公共団体が、協議会を設置して地域の将来像や課題の解決のための取組について住民や関係団体との合意形成を図るため、調査等を実施する場合に補助金を交付。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率: 全額補助(10,000千円を限度)</li> </ul> <p>② 特定地域再生計画推進事業 地方公共団体、公共的団体、NPO・一般社団法人等のうち地域再生推進法人として指定された者が、特定政策課題の解決に資する地域再生計画に記載されかつ当該補助金以外の他の公共事業等と相まって効果を発揮する事業を実施する場合に補助金を交付。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率: 1/2</li> </ul> <p>※他省庁の国庫補助の対象となるものは補助対象外</p>
<p>備 考</p>	
<p>担当部署</p>	<p>内閣府地域活性化推進室 TEL:03-5510-2474 URL: <a href="http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/index.html">http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/index.html</a></p>

施 策 ・ 事 業 名	過疎対策事業債
概 要	過疎地域自立促進特別措置法(以下「過疎法」という。)第2条の規定により告示された市町村(以下「過疎市町村」という。)が、過疎法第6条の規定により策定する過疎地域自立促進市町村計画(以下「市町村計画」という。)に基づき実施する事業の財源として特別に発行が認められた地方債。
対 象 者	市町村等
施 策 ・ 事 業 内 容	<p>過疎市町村が過疎法第6条第1項の規定による市町村計画に基づいて行う同法第12条第1項に定める出資及び施設の整備につき当該市町村が必要とする経費及び同法第12条第2項に定める地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業として過疎市町村が市町村計画に定めるもの(当該事業の実施のために地方自治法第241条の規定により設けられる基金の積立を含む。)の実施につき当該市町村が必要とする経費を対象。</p> <p>充 当 率:100%(公営企業債の対象となる施設は 50%、集落再編整備のための住宅 75%)</p> <p>交付税算入率:70%</p>
備 考	
担当部署	総務省自治財政局財務調査課 TEL:03-5253-5648



施 策 ・ 事 業 名	過疎集落等自立再生対策事業(過疎地域等自立活性化推進交付金)
概 要	<p>過疎集落等においては高齢化の進行等により、医療や生活交通などの日常生活機能の確保や地域文化の保存・伝承等の問題が深刻化しており、集落単独での機能の維持・存続に向けた対策が急務となっている。</p> <p>したがって、住民団体が、その他組織、市町村とも連携しながら、住民の一体性のある生活圏単位で、そのニーズに応じてきめ細かく集落の維持・活性化に総合的に取り組む事業について、ソフト面を中心に支援を行うものである。</p>
対 象 者	住民団体、その他組織及び市町村等
施 策 ・ 事 業 内 容	<p>(1)対象事業 住民の一体性がある地区(小学校区、大字等)単位で、市町村及び住民団体が集落外の組織や団体と連携しながら、今後の生活を持続可能とし、集落を維持・活性化するために総合的に取り組む以下の事業等。</p> <p>&lt;取組の例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農家民泊等のための空き家の改修</li> <li>・生活交通の確保、農作業や雪下ろしなど重労働の助け合い活動</li> <li>・地域資源を活用した地域産品や加工品開発など産業・生業の振興</li> <li>・日用品・食料品等の確保のための買い物支援</li> <li>・伝統文化の保存・維持のための手法の検討や人材育成 等</li> </ul> <p>(2)交付額 1事業 1,000万円以下</p>
備 考	
担当部署	<p>総務省自治行政局過疎対策室 TEL:03-5253-5536 URL: <a href="http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/kasomain0.htm">http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/kasomain0.htm</a></p>

施 策 ・ 事 業 名	離島活性化交付金
概 要	平成25年度から全面施行された改正離島振興法を踏まえ、離島における地域活性化を推進し、定住の促進を図るため、海上輸送費の軽減等戦略産業の育成による雇用拡大等の定住促進、観光の推進等による交流の拡大促進、安全・安心な定住条件の整備強化等の取組を支援する。
対 象 者	都道府県、市町村、民間団体
施 策 ・ 事 業 内 容	<p>1)対象事業 「定住促進」事業、「交流促進」事業、「安全安心向上」事業</p> <p>2)補助率 都道府県、市町村、一部事務組合・・・予算の範囲内で各事業の1/2以内 民間団体・・・予算の範囲内で各事業の1/3以内(なお、国の負担額は、地方公共団体の負担額と同額までとし、都道府県、市町村、一部事務組合を通じた間接補助とする。)ただし、「定住促進」事業のうち、流通効率化関連施設整備等事業については、事業実施主体が民間団体であっても、その1/2以内を都道府県又は市町村に交付する。</p> <p>3)事業期間 原則として3年間</p>
備 考	
担当部署	国土交通省国土政策局離島振興課 TEL:03-5253-8111(内線29-626) URL: <a href="http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chirit/index.html">http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chirit/index.html</a>

## 2. 拠点施設整備関連

施 策 ・ 事 業 名	～未来につなごう～「みんなの廃校プロジェクト」
概 要	未活用の廃校の情報を集約し、ホームページ上で公表することで、活用希望者とのマッチングを支援。
対 象 者	地方公共団体、民間事業者など。
施 策 ・ 事 業 内 容	各地方公共団体において活用方法や利用者を募集している未活用の廃校の情報を集約し、公表。 また、廃校を福祉施設や文化施設、工場等へ転用した事例や廃校の活用にあたり利用可能な補助制度の情報を提供。
備 考	
担当部署	文部科学省大臣官房文教施設企画部施設助成課 TEL:03-6734-2464 URL: <a href="http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/1296809.htm">http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/1296809.htm</a>

施 策 ・ 事 業 名	地域エネルギー供給拠点整備事業
概 要	地域の石油製品供給拠点であるSSが減少している中、災害等緊急時や過疎地域等において、消費者への石油製品の安定供給を確保するため、①SSの災害対応能力強化に向けた設備増強、②過疎地域等における地域のニーズに適合した供給体制構築等のSSの取組に対し支援を行う。
対 象 者	揮発油販売事業者
施 策 ・ 事 業 内 容	1. SS撤退時における地下タンク等の放置防止 地下タンク等の撤去に係る費用を支援する。 2. 災害時等を含む安定供給の維持・確保 災害対応能力を強化するための、地下タンク等の入換え・大型化や自家発電機導入に係る費用、SS過疎地における簡易計量器の設置等に係る費用について支援する。
備 考	
担当部署	資源エネルギー庁 資源・燃料部 石油流通課 TEL:03-3501-1320 URL: <a href="http://www.meti.go.jp/main/yosan2014/pr/pdf/ene_nenryou_02.pdf">http://www.meti.go.jp/main/yosan2014/pr/pdf/ene_nenryou_02.pdf</a> (37 枚目)

施 策 ・ 事 業 名	集落活性化推進事業
概 要	人口減少や高齢化が先行・加速する条件不利地域において、活性化の核となる地域拠点の整備を支援し、定住人口の流出抑制、交流人口の増加を図る。
対 象 者	市町村又はまちづくりを目的とし、対象地域を活動エリアとする特定非営利活動法人若しくは事業を行う地域の市町村長が認定したまちづくり協議会、その他まちづくりを目的とする団体
施 策 ・ 事 業 内 容	1)事業内容 市町村の創意工夫により、その所有する廃校舎などの既存公共施設(ストック)を再編し、ワンストップサービスの実現やサービスコストの低減を図る事業を支援。 また、「小さな拠点」づくりの計画等がある場合には、新たな機能を導入することも認める。 2)対象地域 過疎、山村、半島、離島、豪雪の各法指定地域 3)補助率 1/2以内
備 考	
担当部署	国土交通省国土政策局地方振興課 TEL:03-5253-8403

施 策 ・ 事 業 名	過疎地域遊休施設再整備事業(過疎地域等自立活性化推進交付金)
概 要	過疎地域の廃校舎等の遊休施設を活用し、生産加工施設等を整備する際に要する経費に対して補助を行うもの。
対 象 者	過疎地域市町村等
施 策 ・ 事 業 内 容	(1)事業内容 過疎地域には、廃校舎や老朽化して使用されていない施設等が数多く存在している。こうした遊休施設を有効活用し、地域振興や都市住民との地域間交流を促進するため、生産加工施設、資料展示施設、教育文化施設、地域芸能・文化体験施設等の整備に要する経費に対して補助を行う。  (2)交付率 1/3以内
備 考	
担当部署	総務省自治行政局過疎対策室 TEL:03-5253-5536 URL: <a href="http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/kasomain0.htm">http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/kasomain0.htm</a>

施 策 ・ 事 業 名	過疎地域集落再編整備事業(過疎地域等自立活性化推進交付金)
概 要	人口の著しい減少、高齢化の進展等により、その基礎的条件が著しく低下した集落を再編整備するため、定住団地の整備、空き家の改修等を行う過疎地域集落再編整備事業に要する経費に対して補助を行うもの。
対 象 者	過疎地域市町村
施 策 ・ 事 業 内 容	<p>(1)事業の種類</p> <p>①定住促進団地整備事業 地域における定住を促進するため、基幹的な集落等に住宅団地を造成するために必要な経費に対して補助を行う。</p> <p>②定住促進空き家活用事業 地域の空き家を活用し、地域における定住を促進するため、基幹的な集落に点在する空き家の改修に必要な経費に対して補助を行う。</p> <p>③集落等移転事業 基礎的条件が著しく低下した集落又は孤立散在する住居を基幹的な集落等に移転させるために必要な経費に対して補助を行う。</p> <p>④季節居住団地整備事業 交通条件が悪く、公共サービスの確保が困難な地域に存する住居で、冬期間など季節的に居住するための団地を造成するために必要な経費に対して補助を行う。</p> <p>(2)交付率 1/2以内</p>
備 考	
担当部署	<p>総務省自治行政局過疎対策室</p> <p>TEL:03-5253-5536</p> <p>URL:<a href="http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/kasomain0.htm">http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/kasomain0.htm</a></p>

施 策 ・ 事 業 名	辺地対策事業債
概 要	辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(以下「辺地法」という。)に基づき、辺地を包括する市町村が、辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差是正を図るため、当該辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定め、この計画に基づいて実施する公共的施設の整備事業の財源として特別に発行が認められた地方債。
対 象 者	市町村等
施 策 ・ 事 業 内 容	<p>辺地法第 3 条第1項の規定による総合整備計画に基づいて実施する公共施設の整備について市町村が必要とする経費を対象</p> <p>充 当 率:100%(公営企業債の対象となる施設は 50%)          交付税算入率:80%</p>
備 考	
担当部署	総務省自治財政局財務調査課 TEL:03-5253-5648

### 3. 医療・福祉サービス関連

施 策 ・ 事 業 名	医療施設等施設整備費補助金
概 要	離島・へき地に所在する医療施設や臨床研修病院等の施設整備に対する国庫補助事業。
対 象 者	都道府県、市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会、医療法人、学校法人 等 ※ただし、事業によっては補助対象とならない事業主体もある。
施 策 ・ 事 業 内 容	※一部関連のない事業もあるため関係事業のみ抜粋。  (1) へき地診療所（国 1/2、事業者 1/2） へき地診療所の新築、増改築、改修に要する経費の補助を実施。  (2) 過疎地域等特定診療所（国 1/2、都道府県 1/4、事業者 1/4） ※補助対象は都道府県、市町村のみ。 過疎地域における特定科（眼科、耳鼻咽喉科、歯科）診療所の新築、増改築、改修に要する経費の補助を実施。  (3) へき地保健指導所（国 1/3、事業者 2/3、 ＜沖縄県＞国 1/2、事業者 1/2） ※補助対象は都道府県、市町村のみ。 へき地保健指導所の新築に要する経費の補助を実施。
備 考	
担当部署	厚生労働省医政局指導課 TEL:03-5253-1111(内線2551)

施 策 ・ 事 業 名	医療施設等設備整備費補助金
概 要	離島・へき地に所在する医療施設や臨床研修病院等の設備整備に対する国庫補助事業。
対 象 者	都道府県、市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会、医療法人、学校法人 等 ※ただし、事業によっては補助対象とならない事業主体もある。
施 策 ・ 事 業 内 容	※一部関連のない事業もあるため関係事業のみ抜粋。  (1) へき地診療所（国 1/2、事業者 1/2） <沖縄県>国 3/4、事業者 1/4 へき地診療所に必要な医療機器の購入費の補助を実施。  (2) へき地患者輸送車(艇)（国 1/2、事業者 1/2） 患者輸送用マイクロバス、輸送艇、雪上車等の購入費の補助を実施。  (3) へき地巡回診療車(船)（国 1/2、都道府県 1/2）、(国 1/2、事業者 1/2) 巡回診療用自動車、船、雪上車及び積載する医療機械器具の購入費の補助を実施。  (4) 過疎地域等特定診療所（国 1/2、都道府県 1/4、事業者 1/4） ※補助対象は都道府県、市町村のみ。 過疎地域における特定科(眼科、耳鼻咽喉科、歯科)診療所に必要な医療機器の購入費の補助を実施。  (5) へき地保健指導所（国 1/3、事業者 2/3、 <沖縄県>国 1/2、事業者 1/2） ※補助対象は都道府県、市町村のみ。 へき地保健指導所の自動車購入費の補助を実施。
備 考	
担当部署	厚生労働省医政局指導課 TEL:03-5253-1111(内線2551)



施 策 ・ 事 業 名	へき地保健医療対策費
概 要	へき地診療所の運営や巡回診療の実施等にかかる経費に対する国庫補助事業。
対 象 者	都道府県、市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会、医療法人、学校法人 等 ※ただし、事業によっては補助対象とならない事業主体もある。
施 策 ・ 事業内容	※一部関連のない事業もあるため関係事業のみ抜粋。  (1) へき地診療所 (国 2/3、事業者 1/3、 <沖縄県>国 3/4、事業者 1/4、 <独法・民間>国 1/3、事業者 2/3) 無医地区等の住民の医療確保を図るため、へき地診療所の運営に対する補助を実施。  (2) へき地巡回診療 (国 1/2、都道府県 1/2)、(国 1/2、事業者 1/2) 無医地区等の医療の確保を図るため、医療機関が行う巡回診療車、巡回診療船、巡回診療ヘリを活用した巡回診療に要する経費の補助を実施。  (3) へき地保健指導所 (国 1/2、事業者 1/2) ※補助対象は都道府県、市町村のみ。 保健医療の機会に恵まれない住民に対する保健指導を行うため、無医地区等における保健指導所の運営に対する補助を実施。  (4) へき地患者輸送 (国 1/2、都道府県 1/2)、(国 1/2、事業者 1/2) 無医地区等の医療の確保を図るため、無医地区等と近隣医療機関を巡回する患者輸送車(艇)の運行に要する経費の補助を実施。
備 考	
担当部署	厚生労働省医政局指導課 TEL:03-5253-1111(内線2551)

施 策 ・ 事 業 名	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金
概 要	将来必要となる介護施設や地域介護拠点を緊急に整備するとともに、市町村が地域の実情に合わせて裁量や自主性・創意工夫をいかなるような介護・福祉サービスの基盤整備に対する支援を行う交付金。
対 象 者	市区町村
施 策 ・ 事 業 内 容	<p>○先進的事業整備計画 地域における効率的な介護サービス基盤の面的整備を進める観点から、先進的な取り組みに対し交付金を交付する(補助率:定額)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急ショートステイのための居室の整備</li> <li>・介護療養型医療施設の改修等による老人保健施設等への転換事業</li> <li>・都市型軽費老人ホーム整備事業</li> <li>・施設内保育施設整備事業</li> <li>・市町村提案事業</li> <li>・小規模な養護老人ホーム整備事業</li> <li>・地域支え合いセンター整備事業</li> </ul> <p>○面的整備計画 地域密着型サービス拠点等の整備を行うための交付金を交付する。 なお、平成26年度までの間においては、各都道府県に設置された基金により整備を支援している。</p>
備 考	
担当部署	厚生労働省老健局高齢者支援課 TEL:03-3595-2888

施 策 ・ 事 業 名	地域介護・福祉空間整備推進交付金
概 要	地域密着型サービス等の導入や先進的事業支援特例交付金による先進的事業の実施のため、特に必要と認められる場合、設備やシステムに要する経費を助成するための交付金。
対 象 者	市区町村
施 策 ・ 事 業 内 容	<p>○「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」と相まって、地域の事情に応じた実効性のある地域介護・福祉空間形成を推進するため、次のような経費に対し交付金を交付する（補助率：定額）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期巡回・随時対応サービスの実施のために必要な事業</li> <li>・高齢者と障害者や子供との共生型サービスを行う事業</li> <li>・「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進のための、地域における包括的なサービスを推進する事業</li> <li>・複合型サービス事業所等の設置による地域のサービス資源と高齢者の住まいとの連携を推進する事業</li> <li>・その他高齢者が居宅において自立した生活を営むことができるよう支援する事業</li> <li>・都市型軽費老人ホーム等の開設のために必要な事業</li> <li>・介護療養型医療施設の改修等による老人保健施設等への転換整備に必要な事業</li> <li>・訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に要する事業</li> </ul>
備 考	
担当部署	厚生労働省老健局高齢者支援課 TEL:03-3595-2888

施 策 ・ 事 業 名	へき地保育事業
概 要	山間地及び離島等の地域で通常の保育所を設けることが困難な地域において、保育を要する児童を保育するために設置するへき地保育所の運営費に対する補助を行うもの。
対 象 者	市町村
施 策 ・ 事 業 内 容	<p>○ 児童福祉法第 39 条に規定する保育所を設置することが著しく困難であると認められる地域に設置される児童を保育するための施設であって、市町村長が実施要件に適合すると認め指定した施設に対して必要な費用を補助するもの。(平成 26 年度は、子ども・子育て支援法附則第 10 条に基づく「保育緊急確保事業」の一事業として実施。)</p> <p>○ 補助基準額 1か所当たり年額400万円</p> <p>○ 補助率 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4</p>
備 考	
担当部署	内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(少子化対策担当)付 TEL:03-3581-1645

#### 4. 買い物支援関連

施 策 ・ 事 業 名	買い物弱者応援マニュアル ver.2.0
概 要	買い物弱者対策への取り組みを検討する際に参考となる先進事例や事業を継続していくための工夫を紹介。
対 象 者	地域住民、流通事業者、商店街関係者、自治体関係者等
施 策 ・ 事 業 内 容	<p>1. 全国各地で取り組まれている24事例を、①店をつくること、②商品を届けること、③人々が出かけやすくすること、の3類型に分けて紹介。</p> <p>2. 買い物弱者を支援する事業を立ち上げ、継続して行くための7つの工夫について、そのポイントを紹介。</p> <p>&lt;ポイント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①買い物弱者マップを作ろう</li> <li>②地域ごとの課題に対応しよう</li> <li>③輸配送ルートを効率化しよう</li> <li>④ITを活用しよう</li> <li>⑤遊休設備や公的設備を活用しよう</li> <li>⑥住民全体で運営しよう</li> <li>⑦みんなで連携して事業を続けよう</li> </ul>
備 考	
担当部署	商務流通保安グループ 流通政策課 TEL:03-3501-1708 URL: <a href="http://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/manyuaruver2.pdf">http://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/manyuaruver2.pdf</a>

施 策 ・ 事 業 名	平成 26 年度地方公共団体における買い物弱者支援関連制度一覧
概 要	幅広く買い物弱者支援に活用できる地方公共団体の関連制度の概要を都道府県別に紹介
対 象 者	地域住民、流通事業者、商店街関係者、自治体関係者等
施 策 ・ 事 業 内 容	○収録事業数：526 <主な事業内訳> <ul style="list-style-type: none"> <li>・買い物バス・移動支援関連： 218</li> <li>・宅配事業（買い物代行含む）支援関連： 111</li> <li>・移動販売事業支援関連： 65</li> <li>・ミニ店舗開設支援関連： 29</li> <li>・買い物弱者支援全般： 22</li> <li>・生活支援サービス関連： 77</li> <li>・商店街活性化関連： 51</li> <li>・配食サービス関連： 35</li> </ul> ※収録事業数とは一致しません。
備 考	
担当部署	商務流通保安グループ 流通政策課 TEL:03-3501-1708  <a href="http://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/pdf/tihoukanrenjigyoyou26.pdf">http://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/pdf/tihoukanrenjigyoyou26.pdf</a>

## 5. 農山漁村活性化関連

施 策 ・ 事 業 名	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金
概 要	農山漁村活性化法に基づき市町村等が作成した定住・交流促進のための活性化計画の実現に必要な施設整備を中心とした総合的な取組みを支援。
対 象 者	都道府県、市町村、農業協同組合、土地改良区、漁業協同組合、森林組合、NPO法人、農林漁業者等の組織する団体、PFI事業者等
施 策 ・ 事 業 内 容	<p>&lt;主な内容&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 生産基盤及び施設の整備 定住等の促進に資する農林漁業の振興を図るための生産基盤及び施設の整備等を支援。(区画整理、農業用排水路、育苗施設、農林水産物処理加工・集出荷貯蔵施設等)</li> <li>2. 定住環境の整備 定住等を促進するための集落における生活環境施設の整備を支援。(簡易給排水施設、防災安全施設、農山漁村定住促進施設等)</li> <li>3. 地域間交流等の促進 地域間交流の拠点となる施設等の整備を支援。(廃校・廃屋等改修交流施設、農林漁業体験施設、地域連携販売強化施設、集落拠点強化施設等)</li> </ol> <p>補助率：定額(定額、1/2等)</p>
備 考	
担当部署	農林水産省農村振興局農村整備官 TEL:03-3501-0814 URL: <a href="http://www.maff.go.jp/j/kasseika/index.html">http://www.maff.go.jp/j/kasseika/index.html</a>

施 策 ・ 事 業 名	都市農村共生・対流総合対策交付金
概 要	農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を福祉、教育、観光等に活用する、集落連合体による地域の手づくり活動を支援し、都市と農山漁村の共生・対流を推進。
対 象 者	地域協議会、農業法人、NPO、地域協議会の構成員 等
施 策 ・ 事 業 内 容	<p>&lt;主な内容&gt;</p> <p>1. 集落連携推進対策  中山間地域や平場農業地域を中心に、集落連合体が取り組む「食」を活用したグリーン・ツーリズム、子どもから社会人までを対象とした農山漁村の体験教育、「農」を活用した健康づくりなど、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を福祉、教育、観光等に活用する地域の手づくり活動を支援。  補助率:定額(1地区当たり上限 800 万円 等)</p> <p>2. 人材活用対策  農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を福祉、教育、観光等に活用する地域の手づくり活動の推進のため、地域外の人材や意欲ある都市の若者を長期的に受け入れる取組を支援。  補助率:定額(1地区当たり 250 万円 )</p> <p>3. 施設等整備対策  農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を福祉、教育、観光等に活用する地域の手づくり活動に必要な拠点施設の確保のため、空き家、廃校等の補修等を支援。  補助率:1/2等 (1地区当たり上限 2,000 万円 等)</p>
備 考	
担当部署	農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課 TEL:03-3502-5946



施 策 ・ 事 業 名	集落基盤整備事業(農山漁村地域整備交付金)																				
概 要	農業生産基盤の整備とその機能の発揮に不可欠な集落基盤の整備を一体的に実施することにより、集落周辺の地域における農業生産性の向上を支援。																				
対 象 者	都道府県、市町村、農業協同組合 等																				
施 策 ・ 事 業 内 容	<p>1. 主な内容</p> <p>(1)農業生産基盤整備</p> <table border="0"> <tr> <td>①ほ場整備</td> <td>④農用地開発</td> </tr> <tr> <td>②農業用排水施設整備</td> <td>⑤農用地の改良又は保全</td> </tr> <tr> <td>③農道整備</td> <td></td> </tr> </table> <p>(2)集落基盤整備</p> <table border="0"> <tr> <td>①農業集落道整備</td> <td>⑧施設補強整備</td> </tr> <tr> <td>②営農飲雑用水施設整備</td> <td>⑨地域農業活動拠点施設整備</td> </tr> <tr> <td>③農業集落排水施設整備</td> <td>⑩集落農園整備</td> </tr> <tr> <td>④農業施設等用地整備</td> <td>⑪情報基盤施設整備</td> </tr> <tr> <td>⑤集落防災安全施設整備</td> <td>⑫施設環境整備</td> </tr> <tr> <td>⑥自然環境・生態系保全施設整備</td> <td>⑬歴史的土壌改良施設保全整備</td> </tr> <tr> <td>⑦地域資源利活用施設整備</td> <td>⑭集落土地基盤整備</td> </tr> </table> <p>2. 事業対象地域</p> <p>(1)次の要件を満たす区域。</p> <p>①農村振興基本計画が作成されている区域(事業計画に基づき実施する事業に限る。)</p> <p>②農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項の規定に基づき指定された農業振興地域の区域又は当該区域と一体的に整備することを相当とする区域</p> <p>(2)本事業のうち、集落農園整備については、「農業振興地域整備の推進について」の記の2の規定に関わらず、農業振興地域のうちの農用地区域以外の区域を対象として実施することができる。</p> <p>3. 事業実施主体等</p> <p>(1)事業実施主体 都道府県、市町村、農業協同組合 等</p> <p>(2)補助率 50%(奄美52%)</p>	①ほ場整備	④農用地開発	②農業用排水施設整備	⑤農用地の改良又は保全	③農道整備		①農業集落道整備	⑧施設補強整備	②営農飲雑用水施設整備	⑨地域農業活動拠点施設整備	③農業集落排水施設整備	⑩集落農園整備	④農業施設等用地整備	⑪情報基盤施設整備	⑤集落防災安全施設整備	⑫施設環境整備	⑥自然環境・生態系保全施設整備	⑬歴史的土壌改良施設保全整備	⑦地域資源利活用施設整備	⑭集落土地基盤整備
①ほ場整備	④農用地開発																				
②農業用排水施設整備	⑤農用地の改良又は保全																				
③農道整備																					
①農業集落道整備	⑧施設補強整備																				
②営農飲雑用水施設整備	⑨地域農業活動拠点施設整備																				
③農業集落排水施設整備	⑩集落農園整備																				
④農業施設等用地整備	⑪情報基盤施設整備																				
⑤集落防災安全施設整備	⑫施設環境整備																				
⑥自然環境・生態系保全施設整備	⑬歴史的土壌改良施設保全整備																				
⑦地域資源利活用施設整備	⑭集落土地基盤整備																				
備 考																					
担当部署	農林水産省農村振興局農村整備官 TEL:03-6744-2209																				

<p>施 策 ・ 事 業 名</p>	<p>中山間地域総合整備事業(農山漁村地域整備交付金)</p>																								
<p>概 要</p>	<p>農業の生産条件等が不利な中山間地域において、農業生産基盤の整備と併せて農村生活環境基盤等の整備を総合的に実施することにより、中山間地域における農業・農村の活性化を支援。</p>																								
<p>対 象 者</p>	<p>都道府県、市町村</p>																								
<p>施 策 ・ 事 業 内 容</p>	<p>1. 主な内容</p> <p>(1) 農業生産基盤整備事業</p> <table data-bbox="383 689 1244 840"> <tr> <td>①農業用排水施設整備事業</td> <td>⑤農地防災事業</td> </tr> <tr> <td>②農道整備事業</td> <td>⑥客土事業</td> </tr> <tr> <td>③ほ場整備事業</td> <td>⑦暗渠排水事業</td> </tr> <tr> <td>④農用地開発事業</td> <td>⑧農用地の改良又は保全事業</td> </tr> </table> <p>(2) 農村生活環境整備事業</p> <table data-bbox="383 884 1244 1108"> <tr> <td>①農業集落道整備事業</td> <td>⑦集落環境管理施設整備事業</td> </tr> <tr> <td>②営農飲雑用水施設整備事業</td> <td>⑧交流施設基盤整備事業</td> </tr> <tr> <td>③農業集落排水施設整備事業</td> <td>⑨情報基盤施設整備事業</td> </tr> <tr> <td>④農業集落防災安全施設整備事業</td> <td>⑩市民農園等整備事業</td> </tr> <tr> <td>⑤用地整備事業</td> <td>⑪生態系保全施設等整備事業</td> </tr> <tr> <td>⑥活性化施設整備事業</td> <td>⑫交換分合事業</td> </tr> </table> <p>(3) 特認事業 地方農政局長等が特に必要と認める事業</p> <p>2. 事業対象地域</p> <p>(1) 過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び特定農山村法による指定を受けた市町村または準ずる市町村。</p> <p>(2) 農業生産基盤整備を実施する地域にあっては、林野率50%以上かつ傾斜1/100以上の農用地の面積が当該地域の全農用地面積の50%以上であること。</p> <p>3. 事業実施主体等</p> <table data-bbox="383 1500 1085 1579"> <tr> <td>(1) 事業実施主体</td> <td>都道府県、市町村</td> </tr> <tr> <td>(2) 補助率</td> <td>55% (離島60%、奄美70%、沖縄75%)</td> </tr> </table>	①農業用排水施設整備事業	⑤農地防災事業	②農道整備事業	⑥客土事業	③ほ場整備事業	⑦暗渠排水事業	④農用地開発事業	⑧農用地の改良又は保全事業	①農業集落道整備事業	⑦集落環境管理施設整備事業	②営農飲雑用水施設整備事業	⑧交流施設基盤整備事業	③農業集落排水施設整備事業	⑨情報基盤施設整備事業	④農業集落防災安全施設整備事業	⑩市民農園等整備事業	⑤用地整備事業	⑪生態系保全施設等整備事業	⑥活性化施設整備事業	⑫交換分合事業	(1) 事業実施主体	都道府県、市町村	(2) 補助率	55% (離島60%、奄美70%、沖縄75%)
①農業用排水施設整備事業	⑤農地防災事業																								
②農道整備事業	⑥客土事業																								
③ほ場整備事業	⑦暗渠排水事業																								
④農用地開発事業	⑧農用地の改良又は保全事業																								
①農業集落道整備事業	⑦集落環境管理施設整備事業																								
②営農飲雑用水施設整備事業	⑧交流施設基盤整備事業																								
③農業集落排水施設整備事業	⑨情報基盤施設整備事業																								
④農業集落防災安全施設整備事業	⑩市民農園等整備事業																								
⑤用地整備事業	⑪生態系保全施設等整備事業																								
⑥活性化施設整備事業	⑫交換分合事業																								
(1) 事業実施主体	都道府県、市町村																								
(2) 補助率	55% (離島60%、奄美70%、沖縄75%)																								
<p>備 考</p>																									
<p>担当部署</p>	<p>農林水産省農村振興局中山間地域振興課</p> <p>TEL: 03-3501-8359</p>																								

## 6. 地域交通関連

<p>施 策 ・ 事 業 名</p>	<p>地域公共交通確保維持改善事業</p>
<p>概 要</p>	<p>多様な関係者の連携により、地方バス路線、離島航路・航空路などの生活交通の確保・維持を図るとともに、地域鉄道の安全性向上に資する設備の整備など、快適で安全な公共交通の構築に向けた取組みを支援する。</p>
<p>対 象 者</p>	<p>下記①・②          ・交通事業者等(地域における協議会の議論を経て計画を作成することが前提)          下記③          ・協議会(下記※の事業については、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく協議会に限る。)</p>
<p>施 策 ・ 事 業 内 容</p>	<p>①地域の特性に応じた生活交通の確保維持          (補助率:1/2等)          ・過疎地域等における幹線バス、デマンドタクシー等の運行          ・離島航路・航空路の運航 等</p> <p>②快適で安全な公共交通の構築          (補助率:1/3等)          ・鉄道駅におけるホームドア・エレベーターの整備、ノンステップバスの導入等          ・LRT・BRTの整備、ICカードの導入・活用等          ・地域鉄道の安全性向上に資する設備の整備等</p> <p>③公共交通の充実を図るための計画策定等の後押し          (補助率:定額 ただし下線を付した事業については1/2)          ・地域公共交通の確保等に係る計画の策定のための調査          ・地域公共交通再編実施計画の策定のための調査(※)          ・公共交通マップの作成等を通じた地域ぐるみでの利用促進(※)</p>
<p>備 考</p>	
<p>担当部署</p>	<p>国土交通省総合政策局公共交通政策部交通支援課          TEL:03-5253-8396          URL:<a href="http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000041.html">http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000041.html</a></p>

施 策 ・ 事 業 名	超小型モビリティの導入促進
概 要	超小型モビリティの普及や関連制度の検討に向け、成功事例の創出、国民理解の醸成を促す観点から、地方公共団体等の主導によるまちづくり等と一体となった先導導入や試行導入の優れた取組みを重点的に支援する。
対 象 者	地方公共団体、民間事業者等
施 策 ・ 事 業 内 容	<p>超小型モビリティは、交通の省エネルギー化に資するとともに、高齢者を含むあらゆる世代に新たな地域の手軽な足を提供し生活・移動の質の向上をもたらす、少子高齢化時代の「新たなカテゴリー」の乗り物である。</p> <p>超小型モビリティは、その取り回しの良さ等から、人々の外出の機会を増やすことが期待されることから、交流機会の増加による地域の絆の再構築への貢献が期待できる。</p> <p>本事業は、超小型モビリティの普及や関連制度の検討に向け、成功事例の創出、国民理解の醸成を促す観点から、地方公共団体等の主導によるまちづくり等と一体となった先導導入や試行導入の優れた取組みを重点的に支援する。</p> <p>具体的には、先導・試行導入に係る事業計画の実施費用(車両導入、事業計画立案及び効果評価費等)の1/2(民間事業者等にあっては1/3)を補助する。</p>
備 考	
担当部署	国土交通省自動車局環境政策課 TEL:03-5253-8604(直通)

施 策 ・ 事 業 名	地域交通のグリーン化を通じた電気自動車の加速度的普及促進
概 要	地域や自動車運送事業者による電気自動車の集中的導入等であって、他の地域や事業者による導入を誘発・促進するような先駆的取組みを重点的に支援する。
対 象 者	地方公共団体、自動車運送事業者等
施 策 ・ 事 業 内 容	<p>電気自動車はゼロエミッション自動車(走行中に CO2 や NOx、粒子状物質等を排出しない自動車)として環境性能が特に優れた自動車である。</p> <p>例えば、電気バスであれば、走行中の排出ガス等の制約により従来のバスが走行できなかったような居住街区に路線を設定することが可能になるため、人々の外出の機会を増やし、交流機会の増加による地域の絆の再構築に貢献することが期待できる。</p> <p>本事業は電気自動車の普及を効果的に加速し、低炭素まちづくりや地域・交通事業のグリーン化を推進する観点から、地域や自動車運送事業者による電気自動車(バス、タクシー及びトラック)の集中的導入等であって他の地域や事業者による導入を誘発・促進するような先駆的取組みについて、重点的な支援を行う。</p> <p>具体的には、電気自動車(プラグインハイブリッド車含む)の導入に際し、バスにあつては車両本体価格の1/2、タクシー・トラックにあつては車両本体価格の1/3 を補助する。また、充電施設の導入に際し、バスにあつては導入費用の1/2、タクシー・トラックにあつては導入費用の1/3を補助する。</p>
備 考	
担当部署	国土交通省自動車局環境政策課 TEL:03-5253-8604(直通)

施 策 ・ 事 業 名	幹線鉄道等活性化事業費補助（連携計画事業）
概 要	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく総合連携計画による鉄軌道のサービス向上や利用の活性化のために必要な施設整備事業に要する費用の一部を国が鉄道建設・運輸施設整備支援機構を通じて助成する。
対 象 者	地域の法定協議会（鉄道建設・運輸施設整備支援機構）
施 策 ・ 事 業 内 容	<p>【事業内容】 潜在的な鉄道利用ニーズが大きい地方都市やその近郊の路線等について、総合連携計画（※）の枠組みを活用して、鉄軌道利用者の利便性向上を図るための施設の整備を支援することにより、地域が行うサービスの向上や利用の活性化の取組を推進する。</p> <p>【補助率】 補助対象経費の1/3（地方も国と同等以上の負担）</p> <p>【補助対象事業】 総合連携計画に位置づけられた利用促進等の取組を伴って実施される利用者の利便性の向上を図るための施設の整備を行う事業。</p> <p>&lt;例&gt; ・利用者ニーズに即した新駅設置、駅・路線の再配置 ・ダイヤ改正・増便等に必要な行き違い設備等の整備 等</p> <p>※ 地域公共交通の活性化及び再生を総合的かつ一体的に推進するための計画。市町村等の関係者で構成する協議会の協議を経て策定。</p>
備 考	
担当部署	国土交通省鉄道局鉄道事業課地域鉄道支援室 TEL:03-5253-8111（内線40664）

施 策 ・ 事 業 名	地方公共団体実行計画実施推進事業 (先進的削減対策検討モデルの活用)
概 要	地方公共団体がCO2削減効果を定量的に把握して進めることができるように開発したCO2削減効果推計モデルを活用し、地域の構造を低炭素型にしていくための対策(公共交通機関の活用、都市機能の集約化等)を推進する。
対 象 者	—
施 策 ・ 事 業 内 容	地域の集約化、公共交通機関の利用促進等、自動車由来CO2等の削減に資する対策・施策の効果を定量的に推計するため平成 22 年度から平成 24 年度にかけて構築した土地利用・交通モデルを活用し、地方公共団体や地域の主体による定量的な低炭素地域づくり(公共交通機関を軸としたコンパクトなまちづくり)を推進する。
備 考	
担当部署	環境省総合環境政策局環境計画課 TEL:03-5521-8234

## 7. 地域活動の担い手支援関連

施 策 ・ 事 業 名	地域おこし協力隊・集落支援員
概 要	<p>【地域おこし協力隊】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方自治体が、3大都市圏をはじめとする都市圏から都市住民を受入れ、「地域おこし協力隊」として委嘱。</li> <li>・ 隊員が、住民票を異動させ、概ね1年以上3年程度地域で生活し、地域協力活動に従事。 ※ 3年を超える場合は特別交付税措置はされないが、活動を続けることは可能。</li> <li>・ 平成25年度地域おこし協力隊員 318 団体(4府県 314 市町村) 978 人</li> </ul> <p>【集落支援員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方自治体が、地域の実情に詳しい人材で、集落対策の推進に関して、ノウハウ・知見を有した人材を「集落支援員」として委嘱。</li> <li>・ 集落・支援員が、集落への「目配り」として、集落の状況把握、集落点検の実施、住民と住民、住民と市町村の間での話し合いの促進等を実施。</li> <li>・ 平成25年度 専任の「集落支援員」の設置数 741 人 ※ 自治会長などとの兼務の集落支援員の設置数 3,764 人程度</li> </ul>
対 象 者	地方自治体
施 策 ・ 事 業 内 容	<p>【地域おこし協力隊】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取組(隊員の募集等に要する経費、隊員の活動等に要する経費)に対して特別交付税措置</li> <li>・ 隊員1人あたり400万円(報償費等200万円)を上限</li> <li>・ 隊員の募集等に要する経費は1団体あたり200万円を上限</li> </ul> <p>【集落支援員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取組(集落支援員の活動、集落点検及び話し合いの実施に要する経費)に対して特別交付税措置</li> <li>・ 支援員1人あたり350万円を上限(他の業務との兼任の場合、1人あたり40万円を上限)</li> </ul>
備 考	
担当部署	総務省自治行政局地域自立応援課人材力活性化・連携交流室 TEL:03-5253-5394 URL: <a href="http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/02gyosei08_03000073.html">http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/02gyosei08_03000073.html</a>



施 策 ・ 事 業 名	「域学連携」地域づくり施策
概 要	大学生と大学教員が地域の現場に入り、地域の住民やNPO等とともに、地域の課題解決や地域づくりに継続的に取り組み、地域の活性化や人材育成に資する活動を支援。
対 象 者	地方公共団体
施 策 ・ 事 業 内 容	地方公共団体が、大学・大学院・短期大学・高等学校・高等専門学校と連携して行う地域おこしに係る取組に対する支援を目的として、活動に要した経費のうち地方公共団体負担分に対して特別交付税措置。
備 考	
担当部署	総務省自治行政局地域自立応援課人材力活性化・連携交流室 TEL:03-5253-5394 URL: <a href="http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/ikigakurenkei.html">http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/ikigakurenkei.html</a>